審査請求人 が平成19年 が平

# 主 文

処分庁が平成19年9月25日付けで審査請求人に対してした生活保護廃止処分を取り消す。

理 由

- 第1 審査請求の趣旨及び理由
  - 1 審査請求の趣旨

審査請求人 (以下「請求人」という。)は、平成19年9月25日付けH19若保護第5号により仙台市若林福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が行った生活保護廃止処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人は、次の理由により、本件処分は違法又は不当であるとしている。

- (1) 請求人は と同一世帯に入ったわけではなく、世帯の変更はない。
- (2) 請求人の世帯には収入の増加も最低生活費の減少もなく、保護の必要性があることに何ら変わりない。
- (3) 請求人は保護の辞退の意思を示したことはない。

## 第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び本件処分に

関する書類から、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成の年間月間日から請求人に対し生活保護を開始したこと。

- (4) 請求人は、平成機構年機械月臨日に処分庁に対し、本件処分に係る保護廃止決定通知書中の保護廃止理由を変更してほしい旨要請した。
- (5) 処分庁は、平成19年10月2日に請求人に対し、「本人の辞退により平成19年10月1日付で保護廃止を行う。」旨の理由を付した平成19年9月25日付けの保護廃止決定通知書を交付した。

# 2 判断

(1) 「本人の辞退」を理由とする本件処分の妥当性について

認定事実 (5) のとおり、本件処分の理由は「本人の辞退により」であることから、このことを理由とする本件処分の妥当性について判断する。

被保護者から保護を辞退する旨の申し出があった場合に、多くの自治体においては被保護者から「辞退届」を徴取し、これに基づき保護を廃止する運用が行われているところである。

この「辞退届」に関連する判決例としては、平成14年(ワ)第1764号損害賠償請求事 件平成17年4月28日京都地裁判決があるが、その判決では、「要保護状態にある者といえ ども、自らの意思に反してまで保護を受けなければならないものではない。したがって、被保 護者が任意かつ真しな意思に基づいて、自ら保護を辞退したときには、実施機関は、保護を廃 止し得る場合はあり得る。」と判示する一方で、「生活保護法第25条第1項は、実施機関は、 要保護者が急迫した状態にあるときは、職権で保護を開始しなければならない旨を定めており、 被保護者が任意かつ真しに保護辞退の申出をしても、保護を廃止し得ない場合があることは明 らかである。」と判示しており、被保護者から有効な「辞退届」が提出された場合においては、 保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない限り、保護の実施機関は保護 を継続する義務を負わず、保護を廃止することができるものと解される。しかしながら、「辞 ・退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必 要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、 本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできな い。また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保 護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目処を聴取するなど,保護の廃止に よって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分に留意することが必要であるものと解さ れる。



に提出した旨弁明書で主張している。したがって、本件辞退届の提出が請求人の任意かつ真摯な意思に基づくものか否かという点については、認定事実からの客観的な判断は困難である。

次に、処分庁が保護の廃止によって請求人が直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分に留意したかどうかという点について判断する。処分庁は、弁明書中の「2弁明の理由(1)基本的考え方③『辞退届』に基づく保護廃止の取扱い」で、「当福祉事務所では、『辞退届』による保護の廃止決定を行う場合は、国が示している『生活保護制度の適正な運営』(中略)に基づき、(中略)イ)廃止後の世帯が直ちに窮迫した状態に陥ることがないことを十分に確認しているか、(中略)を遵守し、適正な保護の実施に努めている。」旨主張し、また、弁明書中の「3本件処分に至るまでの経緯(45)平成の1年2月10日日」で、本件辞退届の辞退理由は

処分庁は請求人から本件辞退届を受理した際に「審査請求人に対して、 を表示しての生活が立ち行かなくなるようであれば、民生委員か福祉事務所に相談するように話をした。」旨 主張している。しかしながら、処分庁が提出した弁明書及び本件処分に関する書類からは、本 件処分に当たり、処分庁が、①

に陥ることがないか否かについて十分に調査・検討を行った上で、そうした状況に陥ることのないよう十分に留意したとは認められない。

処分庁は、弁明書中の「3本件処分に至るまでの経緯(49)平成の年の月度日」で「一度出した行政文書の決定理由変更は適当でないが、実態上の『のではないことから、検討の後、(保護廃止理由の)文言を(『平成の 年 10月1日付で保護廃止を行う。』から『本人の辞退により平成19年10月1日付で保護廃止を行う。』に)変え、審査請求人に廃止決定通知書の再交付をした。」旨主張している。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)」第7問12(保護の停止及び廃止の取扱い基準)では、保護を廃止すべき場合として、①当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき及び②当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき、の2つを挙げており、

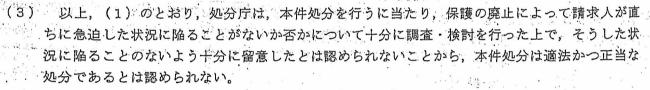


処分庁は、当初の処分に当たっては、同通知に基づき本件が保護を廃止すべき場合に該当する か否か十分に調査・検討を行った上で処分をしなければならなかったものである。

そこで、当初の処分についてみると、処分庁は、認定事実(3)のとおり、平成の第年間月 経過日付けで請求人に対し、「平成の第年の月から、第二十二年で生活することにより保 護廃止を行う。」旨の理由を付して、当初の処分を行ったものと認められるが、処分庁が提出 した弁明書及び本件処分に関する書類からは、当初の処分に当たり、処分庁が、①



な増加,最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるか否かについて十分に調査・検討を行ったとは認められず、また、請求人の収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるか否かについて十分に調査・検討を行ったとは認められない。



### 3 結論

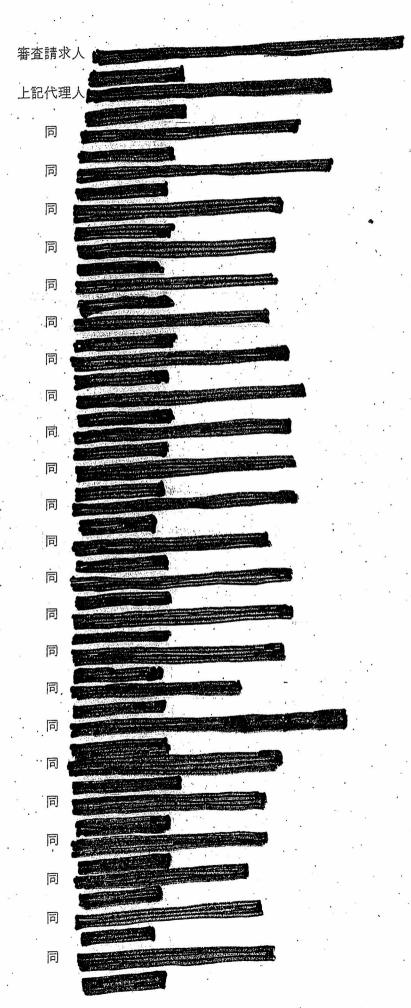
以上のとおり、本件処分は不当であるものと認め、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) 第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年3月5日

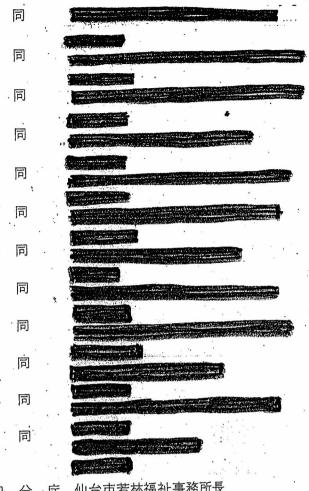
宮城県知事 村 井 嘉







Ś.





仙台市若林福祉事務所長 処 分 庁

日に提起した生活保護変更決定処分に係る審査請求につい 審査請求人 が平成18年 て、次のとおり裁決する。

> 文 主

本件審査請求を棄却する。

由 理

### 審査請求の趣旨及び理由 第1

審査請求の趣旨

審査請求人 (以下「請求人」という。)は、平成18年3月28日付けで仙台市若林 福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が行った保護基準の廃止及び引き下げ並びに冬季加算 の削減に係る保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるも のである。

2 審査請求の理由

請求人が平成18年の月の日に提出した審査請求書及び同年の月の日に提出した審査請 求補正書によれば、請求人は、次の理由により、本件処分は違法又は不当であるとしている。

- (1) 本件処分に係る通知書の記載では、保護費の積算内容が良くわからない。
- (2) 保護費の度重なる減額は憲法と生活保護法第8条第2項に反するものである。

#### 認定事実及び判断 第2

1: 認定事実

請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び本件処分 に関する書類から、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成 年 月 日から請求人に対して生活保護を開始したこと。
- (2) 処分庁は、請求人の生活保護費について、厚生労働大臣の定めた生活保護法による保護の基

準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)に基づき

平成18年4月1日から

と変更すべきものと認定したこと。

(3) 処分庁は, 請求人に対し, 上記(2)に係る変更理由を付記して, 平成18年3月28日付けで本件処分をしたこと。

## 2 判断

生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第8条第1項では、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、保護の基準によって、要保護者それぞれについて具体的に確定され、その保護の程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者の収入等の資力とを対比し、その資力で充足することのできない不足分についてされるべき旨を定めているものであり、この規定に基づいて、厚生労働大臣が保護の基準を定め、告示している。

さらに、法第25条第2項では、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、 職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ ており、保護の決定通知書には決定理由を付記しなければならないこととされている。

そこで、本件処分についてみると、処分庁は、認定事実(1)に記載のとおり、請求人に対して、平成 年 月 日から上記保護の基準に基づいて保護を開始し、その後も引き続き保護を継続してきたが、認定事実(2)に記載のとおり、 及び冬季加算分の削除を行い、認定事実(3)に記載のとおり、本件処分をし、請求人あて通知したものである。

これに対して、請求人の反論書及び平成19年3月19日に開催した口頭意見陳述における主張は、厚生労働大臣の定めた基準そのものが、憲法第25条や法の趣旨に反し、違法及び不当なものであり、その違法、不当な基準に基づき行われた処分も同様に違法、不当であると主張していること。

不利益変更を禁止した生活保護法の趣旨及び行政手続法の趣旨にも反する不当なやり方で あるとし、本件処分は取り消されるべきものとしている。

保護の基準に係る過去の判例には、生活保護基準に基づく生活保護の当否(東京高裁昭和46年(行コ)第59号、保護変更却下処分取消請求控訴事件、昭和46年12月21日)があるが、その判例は、「(中略)厚生大臣が設定する保護基準は生活保護法が想定している健康で文化的な最低限度の生活水準に合致し、かつ同法の前記趣旨・目的にそう適正なものでならなければならないから、右保護基準が現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法及び生活保護法の趣旨・目的を逸脱したごとき場合においては違法となって取消しを免れないところであるが、右保護基準が憲法及び生活保護法の趣旨・目的を逸脱せず違法でない限り、生活保護は右保護基準に基づいて行われるべきであり、かつそれをもつて足り、右保護基準に基づいて行われた生活保護をそのゆえを持って違法とすることはできない。」というものである。本件処分は法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた保護基準に基づき適正になされていると認められ、また、法第56条に規定する不利益変更には当たらず、さらに、処分庁及び当庁は保護基準の違憲性、違法性又は不当性について判断する権限を有してないことから、保護基準に基づき行われた本件処分が違法及び不当なものとは認められない。

また、本件処分に係る通知書について、保護費が正しく算定されているかわからないと主張する。しかしながら、本件処分の理由である年度ごとの基準改定や、定期的な加算の計上又は削除を伴う変更等については、厚生労働大臣の定める告示によって、その基準額や要件等が明確にされており、本件処分の通知書には、保護の変更理由や変更後の扶助費が記載されていることから、請求人の主張は、本件処分を違法又は不当とする理由とはならない。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は、適法かつ正当な処分であり、請求人の主張には理由がないものと認め、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。





(数示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚 生労働大臣に対して、再審査請求をすることができます。また、この裁決については、この裁決があっ たことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした仙台市を被告と して決定の取消しの訴えを、あるいは宮城県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを仙台地方裁判所に 提起することができます。



保護基準の廃止及び引き下げ並びに冬季加算の削減に係る集団での審査請求のため、行政文書開示請求者の意向により、同様の内容の裁決書のであることから他の裁決書(棄却) 61件を省略